

令和7年第8回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和7年8月26日（火）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和7年第8回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和7年8月26日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和7年8月26日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和7年8月26日 午前10時55分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数8名 欠席数名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	×		松留 和江	
	×		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員	2番	松留 立美		3番	稲村 照隆		
出席した事務局職員	局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	宮之前 博一 出水 翔太・中村 一雅		
会議 に付 した 事項	<p>日程第1 議案第32号 農用地利用集積等促進計画案の意見について</p> <p>日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p>						

開会 午前10時00分

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

村吉委員、松留和江委員から、欠席届が参っております。

出席者 14 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会
令和 7 年第 8 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、2 番松留立美委員と 3 番稲村委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農用地等の利用権による賃借権の合意解約が 6 件 9 筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、議事に入る前に事務局から、令和 7 年 7 月の定例総会資料の訂正について、先に報告をお願いします。

事務局（中村）

それでは、報告させていただきます。資料は 13 ページに掲載してあります。7 月総会において審議された議案第 29 号農用地利用集積等促進計画案の意見の賃借権設定の 2 番につきましては、契約の手続きが期限内に完了しなかったため取り下げとし、今月改めて意見聴取させていただくこととなりましたのでよろしくをお願いします。

議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第 1 議案第 32 号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が 1 件、使用貸借権が 4 件あります。それでは事務局の説明をお願いしたいところではありますが、使用貸借権の 4 番については、貸人が、〇〇委員の配偶者となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって、委員は自己又は同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することはできないとなっておりますので、〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 2 ページをご覧ください。

使用貸借権の4番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

議長（大村）

引き続き、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料1ページをご覧ください。

貸借権の1番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料2ページをご覧ください。

使用貸借権の1番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に2番、貸人は〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に3番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に4番につきましては先ほど説明させていただきましたので省略させて

いただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい。

議長（大村）

木佐貫委員。

木佐貫委員

議案 32 号 4 番、これは賃料とありますが、まだ決めなくてもいいですか。

事務局（中村）

年間賃料 0 円ということですか。
使用貸借権なので、0 円です。使用料は発生しません。

木佐貫委員

使用貸借権、はい。勘違いしました。

議長（大村）

いいですか。

木佐貫委員

はい。

議長（大村）

他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、日程第 1 議案 32 号農用地利用集積等促進計画案の意見
については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、賃借権設定が3件、所有権移転が6件であります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、所有権移転の46番の譲受人、47番の譲渡人については、〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

それでは事務局の説明をお願いします。

（櫻木委員退席）

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料5ページをご覧ください。

所有権移転の46番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。

次に47番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

議長（大村）

つづきまして、所有権移転の48番については、譲受人が町外在住であるため、また、50番につきましては農業能力の調査のため、現地調査を行っております。

最初に資料6ページの48番について、内村委員に現地調査の報告をお願いします。

（内村委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和7年8月21日木曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と松元委員、事務局3名の計5名で行いました。

なお、関係者として、農地の譲受人である〇〇さん、譲渡人の〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、肝付町在住の譲受人が農地は譲り受けるものであり、作付予定作物は飼料、野菜となっております。

譲受人の農作業の経験は、20年であり、農業への意欲及び従事日数・農機具等も農地法第3条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は肝付町ですが、通作に関しても問題はないものと思われま

す。さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるのとことのできましたので、農地法第3条による許可を出しても問題はないものと思われま

す。以上で報告を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（質疑なし）の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、次に資料7ページの50番について、鶴丸委員に報告をお願いします。

(鶴丸委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和7年8月22日金曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と大村会長、立会で松留立美委員、谷口委員、事務局3名の計7名で行いました。

なお、関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、町内在住の譲受人が農地を新規購入するものであり、作付予定作物はジャガイモとなっております。

農地の購入価格については、農地を購入する際、譲渡人が1反当たり30万～50万程度を希望されたので、1反当たり50万で決めたとのことでした。

譲受人の農作業の経験は、父親の農地で2年間耕作しており、農業への意欲及び従事日数・農機具等も申請上、農地法第3条の許可基準を上回っております。

また、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、気をつけることとありました。

なお、今申請において、譲受人の〇〇さんが、砂採取業者である株式会社〇〇の代表取締役を務めており、初めて自身名義の農地を購入されるという事でしたので、農地を今後長期間にわたり営農する意思があるのか確認したところ、将来においても自身の責任において農地が荒廃しないように管理するとのことでした。

以上のことより営農の能力および意思を認め、調査終了後、全員で協議し、農地法第3条の許可を出しても問題はないものと判断しました。

以上で報告を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長 (大村)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉ヶ崎委員

はい。

議長 (大村)

吉ヶ崎委員

吉ヶ崎委員

初めての経験という事で、期間が大体何年くらい、5年なら5年、10年なら10年という風に「この土地を自由に使ってもいいよ」、という期間は、決まってるんですか？

鶴丸委員

実際、私の田んぼの隣で〇〇さんの土地を〇〇さんは購入できない為、お父さん名義で購入して、もち米を作っているのですが。私のハウスの隣は荒廃して耕運もしないまま、草が生い茂っているので、たまりかねて、私が耕運した状態なんですけど、今も草が生い茂っています。〇〇氏に聞いたところ、ちゃんと維持管理をするというようなお話だったので、それ以上は話してなくて、

ここで審議してもらった方がいいんじゃないかという風に、結論を出しました。

吉ヶ崎委員

何年と言う決まりがあるのかどうかを確認したかったものですから。

事務局（瀧川）

法的には、何年と言う決まりはありません。

松留立美委員

何年たてばできるとかではなく、3条申請の場合は農業をしますよという事で農地を購入するわけだから。以前、〇〇さんが3条で買って、家を建てようとしたけど無理だった事もあり、申請し直してから変更した件もあった。委員のみんなが心配しているのは、砂取り業者が土地を買って、農業をやることに疑念を持っている。現地を見たから意見するけどジャガイモを作るというが、この土地は水がでる。機械を見れば十分だといっているが、トラクターしかない。本人は農業をすると言っているが、ほとんど農業をしていない状況。吉ヶ崎委員が言うように何年たてば砂が取れるか。3年なのか5年なのか。

事務局（中村）

すみません。一応、近隣市町に聞いたんですが、最低1年以上は耕作してからという事で、一応決まりはないのですが、県の方にも確認したんですが、現地調査を行った時に、2、3年耕作していただくように、もしくは永年耕作していただくようお願いはした所でした。〇〇さんも作物は、作るという事でしたので、農業の意欲は調査の時に見受けられました。

鶴丸委員

憶測なのですが、松留委員が砂を取る前提で調査した方がいいのではないかとされたのですが。「あくまでも農業をするんだ」という事を言われたものですから、そこを裏を返せば、農地として土地を安く買って、後々砂を採取するのではないかと疑問を持ったもので。最初から砂を取ると言えば簡単にとることが出来るんですよね。今、砂の金額が70万から80万円の価格であれば金額が跳ね上がって、砂採取ということになるのですが、農地であれば30万から50万円という事ですが、〇〇さんとの話で、一番上限の50万円で買うという話になったらしいのですが、府に落ちない面も多々あります。

松留委員

〇〇さんの土地は、あっせんに出たけど誰も買い手がいなかった。
買ってくれるのはいいが、1年たって砂を取られるとなし崩しになる。

吉ヶ崎委員

ただ、ジャガイモを作ってできませんでした。なし崩しで、そのままほおっておいて、あとは。

松留委員

ジャガイモはトラクター1台だけでは耕作できないよ。

鶴丸委員

私もポテトチップス用でジャガイモを20数年つくりましたが、水が大敵なんですよ、この場所では100%できないと断言できます。

松留委員

鶴丸委員が言うように、砂取りはしないという事だから。

谷口委員

私も質問をしましたが、私らが思っている疑念というのもあるわけですよ。今言ったような話。それを全面に出して、これを購入阻止することはできないんですよ。ジャガイモができなかったら、違う作物を作ると言ってるんですよ。探して、その土地に合う作物を作ると言うんですよ。こう言われたら事前の方に行くんだらうけど。今の時点で、これを阻止したり、断ることはできないんですよ。農業に使う機会は一応ある。私が従事できなければ、従業員でもやらすと言っているわけですから。それをあまりやる気がないだろうとか話は尽きないものだから。色々な話が出ることを重々わかった上で購入するわけだから。

事務局（中村）

調査の時に砂を取るのであれば、転用をとという事を勧めたんですけど、どうしても農地を購入して作物を作るんだということで、委員のかたからもあったんですが。

松留委員

申請を承認しないという事は出来ないけど、委員の中でも情報を共有して準備しておかなければならない。これは許可ができませんと言うようなことはできない。

櫻木委員

例えば、何年か後に、砂採取の申請があがった場合は、県も許可をせざるを得ないその場合は、砂をとった後ちゃんと耕作ができるかどうかというのが、一番の問題ですよ。例えばそこが耕作放棄地になれば許可できないとかできるのですか。

松留立美委員

〇〇が持っている土地は、砂をとった後は何も耕作していない。松留和江委員がその土地をどうにかしてくれないかと言っているが、その土地の管理は〇〇建設の会長がしているが、交渉をしてみても、賃借料が無料では貸さないとやっている。どうしようもない。

鶴丸委員

今現に、〇〇さんが買った畑があるけど、一回も耕作されていない。私はたまりかねて、トラクターで耕運してあげたのですが、又同じような状態

になっている。砂を取った後管理できるのかというと、作物もないし。

松留立美委員

砂採取の後は、牧草を作るしかないよね。それ以外は表土を大部高く入れないと農作物は育たない。30 cmぐらい入れても、大根などは根先が腐れてしまう。

櫻木委員

唐仁の方はちゃんと作物が作られています。

大村会長

市場にも出されているという事でした。

谷口委員

「こっちの場所ではできない」、「あっちの場所でもできない」と将来こうなりますよと言って、理屈を並べても、「いや頑張って作付けをやっていきます」と言われれば、拒否はできないですよ。だから、しょうがない。

吉ヶ崎委員

現実を見て注意喚起をしていく。

事務局（瀧川）

今回、〇〇さん名義で西牟田の畑を購入された後、砂取りの為に、2年後3年後に申請をだされることがもしあった場合、その3年の間にどのような経過で土地を使用されたかというのを、申請の時には確認したいと思います。何も使われていないとかだったら、申請が提出された時に判断できると思います。

谷口委員

農業委員会は、嫌味を言うぐらいしかできないですよ。

松留立美委員

〇〇さんは、高齢なので名義を変えるのを急がれてるかもしれない。数年前にあっせんがあったが、買い手も見つからず、賃借での耕作では、無料では貸さないと言われていた。

谷口委員

砂を確保するため、あっちこっちの土地を買い集める可能性がある。農業をやっているのだから、将来の資産として、第一段階として。

松留立美委員

砂をとった後は、借り手はいない。牧草をつくるしかない。

吉ヶ崎委員

農業員会で協議をするだけで終わり。

鶴丸委員

県からの指導とかはなし。

松留立美委員

決定権は、県の商工会だから。

例えば〇〇さんのハウスの前を〇〇さんが、ハウスの堺のギリギリまで砂を取った。そうしたら、道路にひびが入った時にハウスまで影響があった事があった。その後、呼び出され農業委員は何をしているのかと相当やられた時があった。自分たちは何も出来ないと言っても、普通の農家の人達は農業委員が許可でもなんでも出していると思っているから、農業委員は困る。そういう風になった時が問題だ。

鶴丸委員

調査をする時に、就農日数は200日となっていますよね。

事務局（中村）

従事日数に関して、200日という申請があったので、会社の代表取締役ですが本当に確保できるんですかと質問したら、自分は自由に動けるという事でした。

松留立美委員

現地調査の時に、それぞれみんな質問したから。疑問点については、みんな思ってる事だから。

事務局（出水）

今委員の皆様がお話しされていることや、現地調査の時点で懸念されることは〇〇さんの方へお伝えして、その上で本人はきちんと管理しますと言っていますので、〇〇さんは農地を持ってなくて、初めて農地を購入されるという事で、将来的に砂を取ることも考えられるんですけど、その際に営農をしなかったりとかあった場合に3条申請を持ってこられたら、信用性がないので申請を受け付けられませんとか言えるんですけど、現時点では〇〇さんが農業をされるということで、農機具なども問題なく、働く意思もあるという事で今回は問題ないかと思われます。

事務局（中村）

県の農業会議に聞いたのですが、3条申請での購入で、砂採取を確実にするのであれば、許可をすべきではないという事だったんですけど、本人に現地調査の時に聞いたら分からないということでした。

後、櫻木委員から質問のあった、もし2年3年後に転用で申請が来た時には、農業をする目的で農地を購入するために3条申請を出されたので、農業をしていただかないと虚偽申請になるので、一応確認しようと考えています。

松留立美委員

〇〇さんが喜んで、あっせんが成立していい方向になればいいけど。

櫻木委員

農家も増えていい方向となると思います。

木佐貫委員

「農業をずっとします」と言うような誓約書とかそういった物をとることはできないんですか。

事務局（出水）

誓約書みたいなものは取れないですね。

議長（大村）

委員の方の色々な意見が出ましたが、取りまとめをしたいと思います。

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長(大村)

引き続き、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料3ページをご覧ください。

賃借権設定の43番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規5年の賃借権設定でございます。

次に44番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規20年の賃借権設定でございます。

資料4ページをご覧ください。

次に45番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規20年の賃借権設定でございます。

資料5ページの46、47番につきましては先ほど説明させていただきましたので省略いたします。

資料6ページをご覧ください。

所有権移転の48番につきましても先ほど説明させていただきましたので省略いたします。

次に49番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

資料 7 ページをご覧ください。

次に 50 番につきましても先ほど説明させていただきましたので省略いたします。

次に 51 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい。

議長（大村）

木佐貫委員

木佐貫委員

44 番の賃借権ですが、1 筆 121,500 円というのは 20 年間ですか。

事務局（中村）

1 年間の賃料です。〇〇さんが借りられますが、この方の義理のお父さんが〇〇さんで、〇〇さんが帰って来られてハウスで農業をはじめられるという事です。

木佐貫委員

〇〇さんのハウスを借りるという事。

事務局（中村）

そうです。

議長（大村）

いいですか。

木佐貫委員

はい。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第2議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長(大村)

次に、日程第3議案第34号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今月は申請が3件あり、いずれも現地調査を行っております。

それでは資料8ページの〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を稲村委員よろしくお願いいたします。

(稲村委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和7年8月21日木曜日に転用にかかる現地調査を私と有留委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として譲受人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんの代理の方が出席されました。

今回の転用の目的は、譲受人である〇〇さんが居住するための一般住宅を建設するためとなっております。

申請地については、資料の8頁の地籍図にあるとおり、周囲の農地の広がり10ヘクタール以下であることから第2種農地に相当し、また地域計画からも外れている農地であることから、転用申請を行う事が可能であると思われま

す。また、工事の際には隣接農地へ影響を及ぼさないよう慎重に工事を行い、もし苦情等があった場合には、業者が誠意を持って対応するとしており、転用の許可がおりても特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長(大村)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

続いて、資料 10 ページの〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を櫻木委員よろしくお願いいたします。

(櫻木委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 7 年 8 月 21 日木曜日に転用にかかる現地調査を私と大村委員、事務局 3 名の計 5 名で行いました。

なお関係者として譲受人の〇〇さんが出席されました。

今回の転用の目的は、申請地を購入して資材置場とし、〇〇さんが社長を務められている土木建設業を営む会社に貸し出す事となっております。なお申請地の東側に隣接している雑種地は既に会社の資材置場として活用しており、今回の申請で転用の許可を得た後には既存の資材置場と一括して利用する予定であるそうです。

申請地は地域計画の区域からは外れておりますが周囲の農地の広がりや 10 ヘクタール以上見込めることから第 1 種農地に相当するものと思われ、通常であれば転用の申請は不許可となりますが、今回の場合は申請地の南側に住宅が広がっていることから、不許可の例外である「集落接続施設」で該当するものと思われま。

また、工事の際には隣接農地へ影響を及ぼさないよう慎重に工事を行い、もし情等があった場合には、業者が誠意を持って対応するとしており、転用の許可がおりても特に問題はないものと思われま。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長 (大村)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

鶴丸委員
はい。

議長（大村）
鶴丸委員どうぞ。

鶴丸委員
これは、貸出ですか？ 購入ではないのですか？

事務局（出水）
質問にお答えします。
〇〇さんが所有権を受けると言う事で売買になります。
〇〇さんが購入された土地を資材置き場として、社長として経営している会社の方へ貸し出すと言う事になります。

議長（大村）
他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

続いて、資料 12 ページの株式会社〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を松留立美委員よろしくお願いいたします。

（松留立美委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。
令和 7 年 8 月 21 日木曜日に転用にかかる現地調査を私と谷口委員、事務局 3 名の計 5 名で行いました。
なお関係者として借人である株式会社〇〇の代表取締役である〇〇さん、貸人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請目的は砂取業者である申請人が申請地から砂を採取することとなっています。
なお、今回の申請においては資料 12 頁の備考にあるとおり、新規に砂採取を行う土地の地目は宅地ですが、隣接している農地の一部分も使用されるということです。

また資料 12 頁の地図に青いラインで囲まれている範囲は昨年 9 月に転用許可を得て既に埋戻しまで完了しておりますが、砂を完全に採取できていなかったという事でもう一度採取されるそうです。

申請地の農地区分としましては、第 1 種農地に該当します。

第 1 種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。また地域計画からは外れております。また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われまます。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上を持ちまして日程第 3 議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

※9 月現地調査：16 日（火）

定例総会：9 月 25 日（木）

申請締切：8 月 29 日（金）※9 月定例総会分

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これもちまして、東串良町農業委員会令和 7 年第 8 回定例総会を閉会いたします。